

平成25年度第1回

# 新宿区環境審議会

平成25年6月13日(木)

新宿区環境清掃部環境対策課

## 平成25年度第1回新宿区環境審議会

平成25年6月13日(木)

新宿区役所3階302会議室

### 1 協議事項

「(仮称)四谷駅前地区市街地開発事業」に係る環境影響評価書案に対する区長意見(案)に  
ついて

### 2 報告事項

- (1) 環境方針の改定について
- (2) 区内の温室効果ガス排出量について
- (3) 伊那市との地域環境保全協定の更新について

### 3 その他

#### 資料

- 1 新宿区環境審議会委員名簿
- 2 環境影響評価書案の概要(事前配布)
- 3 「環境影響評価書案」あらまし
- 4 新宿区長の意見の評価書案での対応
- 5 環境影響評価書案に対する区長意見(案)
- 6 環境方針
- 7 区内の温室効果ガス排出量について
- 8 伊那市との地球環境保全協定の更新について
- 9 エコギャラリーニュースvol.72

○審議会委員

出席（12名）

会 長 丸 田 頼 一  
委 員 崎 田 裕 子  
委 員 井 上 俊 也  
委 員 近 藤 恵美子  
委 員 田 村 恵美子  
委 員 甲 野 啓 一

委 員 安 田 八十五  
委 員 勝 田 正 文  
委 員 手 塚 京 子  
委 員 齋 藤 朗  
委 員 川 村 祥 二  
委 員 伊 藤 憲 夫

欠席（4名）

副 会 長 野 村 恭 子  
委 員 福 田 泰 也

委 員 鈴 木 一 未  
委 員 小 田 利 隆

---

◎開会

○会長 定刻を過ぎましたので、ただいまから始めさせていただきます。

本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから平成25年度第1回の環境審議会を開催いたします。どうぞ、よろしく願いいたします。

初めに、審議会委員の交代がありましたので、本日の欠席の連絡等とあわせて事務局からご説明ください。

○事務局 皆様お手元に資料1、委員名簿がございます。そちらをご覧くださいませでしょうか。

東京ガスの中央支店長さん、人事異動のほうで交代となりましたので、今までの横山委員から小田委員にかわりました。ただちょっと残念ながら、本日は所用があつて小田委員ご欠席というご連絡をいただいております。それから、本日、野村副会長から欠席のご連絡をいただいております。また、田村委員から少しおくれますというご連絡をいただいております。

ということになりまして、委員の半数以上の方がご出席ですので、開催のための定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

○会長 わかりました。

---

◎事務局説明

○会長 次に、本日の議題等につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 本日の議題についてご案内させていただきます。

申しおくれましたが、私は、4月から事務局になりました本村といいます。「本」に「村」と書きます。どうぞよろしく願いいたします。

それから、お手元の次第をごらんいただきたいと思います。

本日は、協議事項が1件、「(仮称)四谷駅前地区市街地再開発事業に係る環境影響評価書案に対する区長意見(案)」についてということでございます。

報告事項は3件ございまして、環境方針の改定についてと、それから区内の温室効果ガス排出量について、3つ目が伊那市との地球環境保全協定の更新についてでございます。

それから、続きまして、本日の資料のほうを少しご案内させていただきます。資料の1が、先ほどの委員名簿でございまして、それから資料の2ですが、環境影響評価書（案）の概要ということで、既に皆様のほうに事前に送らせていただいたものでございますが、本日お持ちでない方いらっしゃったら、お手を挙げていただければお届けいたしますが大丈夫でしょうか。

それから、資料の3が、「環境影響評価書案」のあらましという、水色と白のツートンの冊子でございます。

それから、資料の4が、新宿区長の意見の評価書案での対応というホッチキスでとまった横長の資料でございます。

資料の5が、環境影響評価書案に対する区長意見の（案）ということでつけております。

それから、資料の6が、カラー刷りですけれども、ISO14001環境方針、こちらのほうをおつけさせていただいております。

それから、資料の7が、区内の温室効果ガス排出量についてという資料でございます。

それから、資料の8が、伊那市との地球環境保全協定の更新についての資料でございます。

最後、資料の9が、エコギャラリーニュースvol. 72号ということでございます。

過不足とかございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

---

◎「（仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業に係る環境影響評価書案に対する区長意見（案）」について

○会長 では、最初に、協議事項ということで、以前にも皆さん方からご意見ちょうだいいたしましての「（仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業に係る環境影響評価書案に対する区長意見（案）」についてでございます。きょうのメインの議題になっております。

それについて、事務局からご説明お願いいたします。

○事務局 それでは、これからはちょっと着席させてご報告させていただきます。

これは、昨年の8月の第3回環境審議会、昨年度の第3回の環境審議会で皆様にお諮りした案件でございます。お送りさせていただきました環境影響評価書（案）の概要をめぐっていただきますと、1ページ目に出ておりますが、独立行政法人都市再生機構URの案件でございます。

場所が、四谷駅前地区で市街地再開発事業ということで、四谷の駅前でございます。

事業区域面積が約2.4ヘクタール、建物の高さが145メートル、住宅戸数が約100戸という物件でございます。工事予定期間が26年度から31年度、供用開始31年度という物件でございます。

これにつきましては、平成24年8月6日に東京都より環境影響調査計画書に対する区長意見の提出を求められております。そして、区役所の中で環境影響調査検討会を8月に開きまして、先ほど申し上げました8月20日にこの環境審議会でご覧のほうにお諮りしまして、いただいた意見をもとに9月に区長意見を東京都のほうに提出しております。このたび、都知事、あるいは周辺の区長意見や都の審議会を踏まえまして作成された環境影響評価書案というものが4月に都知事から送られてきて、5月7日から6月5日までの縦覧閲覧の実施をいたしております。そして、6月20日までに区長意見を提出ということで求められているものでございます。

本日、この資料3でございますけれども、これが5月26日、27日に、事業者、都市再生機構のほうが行った住民向け説明会での資料でございます。5月26と27日に旧四谷第三小学校体育館で説明会が行われているということでございます。

そして、区役所の中では、5月31日に環境影響調査検討会を開きまして、それぞれの議論を踏まえまして区長意見を作成しましたので、これについて本日ご意見を伺いたいと思います。

それで、まず、計画書からの変更点ですが、資料の2に変更点とか書かれているんですが、資料の4の横長の資料を見ていただきますと、これが新宿区長が出した意見、それに対して、都市再生機構からの対応、考え方ということで出された資料でございます。これをちょっと簡単にご説明させていただきます。

区長が出した意見で、まず一つは、調査計画書全般についてということで、一つは評価計画書の中で、新宿区環境基本計画なり、エネルギービジョンとなっておりますものを現在の新宿区の計画であります新宿区地球温暖化対策指針、あるいは第二次環境基本計画という記述に改めさせてもらっています。これにつきましてはURのほうで意見のとおり対応しましたということです。また、公園の位置が違うということもURのほうで対応したということです。

それから、2番目の項目として、選定された環境影響評価項目についてというもので出した意見でございますが、大気汚染につきましては、集中熱源施設がございますので、この

熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中濃度について予測・評価を行いましたということを出されております。

それから、同じ集中熱源施設、あるいは排気口、冷却塔からの低周波音ということにつきましては、これにつきましては予測対象とした例がないということで、予測しないという回答が来ております。

それから、日影につきましては、2カ所からの日影の影響調査でしたが、坂町の住宅地域内に調査地点を設けてほしいという要望に対しては、坂町の住宅地域内の道路上に調査地点を1点追加したという回答が来ております。

それから、めくっていただきまして、2ページ目、これが景観でございますが、景観ポイントを適切に追加されたいということで、URのほうでもいろいろなところを見に行つて、適切な地点を確認して入れましたという回答でございます。

それから、自然との触れ合い活動の場、これにつきましては、ちょっと外堀公園の位置がということでありましたので、外堀公園の範囲を千代田区に確認しながら修正しましたということです。

それから、廃棄物につきましては、アスベスト、PCBとかというところございましたが、現在施設が使用中で確認できないため、解体工事前に法令に基づき適切に対処するという回答でございます。

それから、3点目、選定されなかった環境影響評価項目についてでございます。

まず最初に悪臭、建物の屋上などの防水、あるいは建物の外壁の塗装工事等から発生するにおいということでございますが、これにつきましては、悪臭防止法、あるいは大気汚染防止法というのがございますが、これは屋外の塗装工事には対象外ということで選定してないということです。ただ、工事現場からの悪臭駆除というものはたびたび発生するというものですので、塗装工事を行う際には臭いの少ないもの、あるいはVOCの低いものというものを採用しますということで回答をいただいております。

それから、水質汚濁、これにつきましても、26メートルまた地下を掘るということで、地盤凝固剤等を使用するのであればちょっと注意していただきたいということでしたが、掘削工事に際して、地盤凝固剤等の使用は計画してないという回答でございます。

それから、3つ目の土壌汚染、これにつきましては、現在、建物が供用中のため、評価項目としてできないんですけれども、土壌汚染対策法、あるいは環境確保条例に基づき必要な調査を行つて、その内容は事後調査において明らかにするという回答をいただいております。

ます。

それから、生物・生態系につきましては、計画地が都心の市街地であるということで、評価項目としては選定していませんということです。なお、緑化計画、これにつきましては、東京都の条例、あるいは新宿区の条例に基づき、平場空間の整備、屋上緑化などを行うということです。

それから、建物の外観で、バードストライク、鳥がぶつかるというおそれがあるということでございまして、これにつきましては、低反射ガラスなどの採用によりバードストライクへの配慮を行うという回答をいただいております。

都市再生機構、URのほうからの回答は以上でございます。

これにつきましては、新宿区のほうで、庁内でいろいろと検討しまして、その上で区長意見というものを作成いたしました。これは資料の5をご覧ください。

区長意見（案）ですが、1、環境影響評価項目、これにつきましては、計画書案のとおり対応されたいということです。

2番、その他要望事項、この中で、工事中、工事完了後における環境に関する苦情、要望、これについては、窓口を設置して誠実かつ適切に対応するように要望する。

それから、2点目ですが、計画地周辺の交通対策、交通量増加とこれに伴う道路渋滞、これが起こりますと大気汚染や騒音の発生が予測されますので、交通処理計画策定の際には、歩行者等の安全確保とあわせて、周辺環境の影響に十分配慮されたい。

それから、3点目の要望といたしまして、生物生態系につきましては、緑化計画の中で、外堀の緑と空間的に連続する緑豊かな景観を形成するとありますが、生物生態系においても、外堀公園との連続性を考慮し、生物の誘導等に努められたいと、こういうふうな要望を区長意見（案）として作成いたしました。

以上で、四谷の駅前地区で市街地再開発事業の環境影響評価書案についての説明を終わらせていただきます。会長お願いいたします。

○会長 ありがとうございました。

では、皆さん方から、ご質問、ご意見いただいて、もし事務局のほうで取り上げていくものがあれば、ただいま資料の5でまとめたものをご説明になりましたけれども、それに加えて、お出しするということになると思いますので、もし、お気づきの点がございましたらお願いいたします。

はいどうぞ。

○井上委員 ちょっと、資料全体の確認なんですけれども、資料の例えば4で出したものは、この上だけ青いものに反映されているのでしょうか。読んでくればよかったんですけども。

○事務局 皆様のほうにお渡ししてあるのが、環境影響評価書案の概要という本でございまして、例えば資料4で出しました日影で、坂町の地点を追加するというのがございまして、その詳しい説明となりますと……概要版の135ページをあけていただけますでしょうか。ここが計画書修正で反映された箇所というところがございます。

○井上委員 わかりました。ありがとうございました。

○会長 では、そのほかございましたらお願いいたします。

はいどうぞ。

○崎田委員 1点のみ情報を確認させていただきたいんですが、先ほど既に近隣の方に向けた説明会がこの資料で行われたということなんですが、そのときに、近隣の方たちからどのようなご意見が出たか、どのようなことが論点になったか、その辺の情報を教えていただければと思います。

○会長 事務局。

○事務局 近隣の方々からは、いろいろな質問が出ていまして、少し幾つか取り上げますと、着工後も説明会や会合による説明をしていただきたい。あるいは四谷地区の建物は歴史がある、設計者として、デザインの研究をして、ふさわしい建物としていただきたい。それから実際にこれほどは大きな建物が必要なのかというような意見。

あるいは景観について、雑居ビル等の中層建物と比べて高層建築のほうがいいとは思えない。

それから、交通のほうで、渋滞の検討は行っているのか。

それから、建物の配置を見ると圧迫感がある。広場が通りから離れている。それから配置図に駐車場出入り口が記載されているが通学路であることからやめていただきたい。

それから、生活排水、水質汚濁の影響は検討してないのか。

それから、計画地は四谷駅から近いが、地下鉄と直接地下でつながるのか。

防災機能とあったけれども、具体的にどのようなものか。

それから、3,000平米の広場が計画されるとのことであるが、樹木の手入れ、ランニングコストはどのように考えているのかというような、さまざまな意見が出されております。

○崎田委員 ただし、質疑応答の中で、皆さんきちんと解決されたという理解でよろしいです

か。解決というか、それなりにきちんと質疑応答が信頼関係をもって行われたと理解してよろしいですか。

○事務局 はい、都市再生機構は丁寧なお答えはしておりました。ただ、内容によっては、もちろん持ち帰りで検討いたしますということでございます。

○会長 ありがとうございます。

○会長 はいどうぞ、安田委員。

○安田委員 環境影響評価項目に直接入ってないかもわからないんですけども、今、3.11が問題になっている地震とか災害時への対応というのは、それぞれの項目で見る以外にないんですかね。環境影響評価項目では直接入ってないですよ、地震とか災害の対応が。

○事務局 そうですね。基本的に、環境という17項目ですね。

○安田委員 それぞれの項目に地震とか災害がどういう影響を与えるかということで、それはこちらのほうから聞いて、事業者が回答することがあり得るんですかね。

○会長 環境アセスの項目に入っていないかな。

○事務局 直接は入ってないです。だからアセスという中での回答は……

○安田委員 割り振って議論せざるを得ないでしょう。割り振ってというか、要するに地震とか災害があったら地盤にどう影響が出るとか、水質にどう影響が出るとか、そういう議論をせざるを得ないのかな。

○事務局 そうですね。そちらのほうにも話を持っていくか。

○安田委員 また、特に、3.11以降あって、ああいう超巨大高層建築物が地震のときに倒れないという保障はないかわからないし、エレベーターなんかも止まっちゃいますでしょう。それから、前の3.11のとき、僕の友人が住んでいてもものすごい揺れるらしいです。そういう揺れへの対応とか、倒壊は日本の建築の場合恐らくないんでしょうけれども、何かそういう地震防災災害対策への対応をどうするかというのは、それは既存の環境アセスメントの枠組みを超えちゃう議論になるかもわからないんですが、やっぱり今の時代には必要なような気がしますけれどもね。

仮に、こういう超高層の建物は、倒れたりしたら大変なことになってしまいます。特に近くに低層の住宅が相当あるので。

○崎田委員 ですから、環境影響評価ではなかなかそこまであれですけども、きっと区役所としては、きちんとご相談というか、意見交換というのはできる立場にあるというふうに思いますが、何かそのようなことが行われたかどうかというのを教えていただければあり

がたいと思いますがという。

○会長 はいどうぞお願いします。

○都市計画部長 まだ、都市計画決定は今年度中に都市計画を決定して行く計画なものですから、建物の構造的なチェックというのはまだしていませんけれども、今後、建築確認等をとる中で、地震に対しては、いわゆる極めてまれに起きる大地震に対して十分な対応をする。

あと、現在、言われているような、何か長周期地震動に対しても、現在、長周期地震動に対しても十分に安全を確保するような設計が義務づけられるようになってきつつありますので、そういったことについても、当然に実施されます。

エレベーターにつきましても、やっぱり一番問題なのは長周期地震動になると思うんですけども、これにつきましても、長周期地震動のセンサー等も開発されつつありますので、まだ詰めていませんけれども200メートルに近い建物、180ですが、当然、そういった客観的な構造的な評価に対する審査が行われると思います。そういう中できちんとしたチェックをさせていただきます。

そしてまた、区としても、そういうことに十分都市計画事業としてやりますから、十分に目を通していきたいと考えています。。

○齋藤委員 都市計画法の16条の公聴会というのを、必要がある場合にはできますよね。その中で、本来は開発側のほうは法体系としては都市計画法なんですよね。ですから、建築物は建築基準法、環境アセスはまた環境法という形で、そのほか景観とかという、みんな一つの開発は4分類ぐらいになっちゃっているわけです、日本の場合は。大きな分類で言いますと、開発を促進するほうは都市計画法、これは16条以下なんです。それに対して開発を阻止するというか、待ったをかけているのが環境アセスメント……ですから、両方なされてなきゃいけないんです、本当は。新宿区の場合は、残念ながら、これについては環境アセスメントはこれなりに嚴重なんです、都市計画法16条の本来の開発側の説明がないんです。

それから、もう一つ、これよりもっと大きい西富久地区、これについては、開発は実際55階ぐらいの大きいのができているんですが、開発面積も大きいんですけども、肝心の環境アセスメントがないんです。ですから、本来の法の趣旨としては両立てで行かなきゃいけないんですが、片方しか審査対象になっていないので、非常に辺面的なんです、構造上。ですから、一つの問題が片方でも議論、こっちでも議論、合わせて真ん中でよくなる

ということがこの場合できないんです。だから、環境のほうの勉強をした人は、開発がなかなかわからないし、都市計画をやっている人たちは環境には余り関心がない。防災とか、景観に必要な人たちは環境まで考えないという形で、みんなパーシャルに分類されているもんですから、全体像がわかりにくくなっているんです。そういう全体像を本来やろうと思えば、例えば、都市計画審議会と景観まちづくり審議会とか、あるいはここの審議会みたいなことで、3つぐらいの審議会が合同して、一つの問題、開発プロジェクトみたいな総合的なまちづくりみたいなのが本来はやらなきゃいけないんですけれども、そういう仕組みになっていないので、それぞれの所管についてはこうです。こっちは景観まちづくりになってもう1年半ぐらい前に審議会で結論が出ちゃっているわけです。開発のほうは、本来一番早く行かなきゃいけないんですけれども、それはなかなか開発ができないんです。何でできないのかというと、それは近隣の用途地域の改正ができないから。そういうことで、この開発の停滞している理由なんです。だから、一つの部分にだけ先行しても、どこかが一つおくれちゃうと、一番遅いところにしか日本の場合は進まないで、開発がなかなかうまく進まないというのが現状なんです。特に新宿区の場合は、ここについては環境には物すごい熱心なんです。まちづくりとか景観にも熱心なんです。都市計画審議会のほうで本来議論しなきゃならない部分がそっくり抜けちゃっているんです。ですから、なかなか進まないという、そういうことだと思われるんです、全体像で見れば。ですから、ここでやっているのは、全体の3分の1、あるいは4分の1を議論しているんで、その議論としては正解なんだけれども、全部の大きなまちづくりというのを法体系で見た場合には、せいぜい3分の1か4分の1ぐらいだな。

例えば、こういう計画図面を変更できるんです、幾らでも。計画なんですから。都が前回言ったところでは、もうこれは要するにできません。北側斜線があるからできませんという、あれも本当はこれ日影のほうを見ればわかるように、90ページ以降を見るとわかるように、ほとんどがかかっているのは商業地域にかかっている。商業地域というのは、日影が本来問題にならない地域なんです。だから、そういう説明も本当はインチキというか、うそが多いんです。90ページを見ると、ほとんど高さでなると日影というので、この間、前回確かそういうふうに言われたんだけど、実際は、こういう形で違うんです。言っていることとここの資料が違うんです。ほとんどの場合、見てみますと、赤くなっているところは、これはもうJR中央線のところで、ここのところももう商業地域ですから、ほとんど関係ないんです。実際は、住居地域にかかるのはほんのちょっとなんです。それも、

住居地域のどこにかかるのかというのを調べてみると、実際、こういうので私個人的に調べてみたんですけども、ここが今度の開発地域なんです。ピンク色のところは、もう商業地域に指定されていますから、こっちに日影問題ないし、こっちは関係ない。唯一問題があるのは、新宿区立本塩町ことぶき館、本塩町児童館で、区の施設なんです。ですから、ここには多少かかって、これが一番かかりますよという例で出ているわけでありまして。これを除けば、本来問題ない、そうしたら計画段階で、北側に普通はお庭はつくらないんですよ、一般的には。大体北半球というのは南側にお庭をつくって、広くして、北側は建物を建てるというのが常識なのに、それと全く反対のことをやろうとしているわけです。

先ほどの、地域の住民が圧迫感があるというのは、これは当なんです。なぜかという、敷地面積に対して建物の割合が多すぎるんです。有効空地率というのがあって、本来は、これじゃ本当はおかしいんです。それをおかしいのをごまかすというか、便法として建物に緑化する。そうすると、それは緑化した部分が一つの空き地と同じように換算しますよというものでこの3段階の段々構造が出ているのは。

それから、もっと言うと、何でこれ、本来の案だったら、3つの建物をつくる予定だったんですよ。ところが、全部一体化しちゃったわけです。なぜこれ一体化しちゃったのかというと、これ開発というのは、基本的に言うと、容積率の問題なんですよ。都市の高度利用というのを促進しなきゃいけないから、中高層や低い建物を壊して、高い建物を建てなさいと。そして、周りをあけなさい。それであけた周りに緑をふやしなさいという、こういうお考えでできているわけです。今回、これを見ると、計画図面を見るとどうなっているかということ、物すごく中低層の部分の建物部分が多いんです。高層の部分は少ないのに、中低層の建物が多い、こんなばかなことは普通はないんです。これは、都市計画審議会を経てないからこういうことになっちゃうわけです。この図面がおかしい。なぜかというとは、開発するときには、そういう思想でつくってないんです。途中でおかしくなっちゃったんです。これ、僕もこんなばかなことはないなということで、全部過去のこの例を全部調べてみたら、そういうことがわかったわけです。本来のイメージとは、全然違うものができて、それは、なぜ違うものができちゃったかということ、新宿区が要するに事業に参画し始めて、いろいろなことをやりたいと言い始めたからです。本来は、四谷地区の要望と、あるいはURさんがやっていたのは、高い建物を建てて、あとは広場にして、その2点しか最初は要求してないんです。ところが、途中で、まちづくり協議会の中に、新宿区が入ってきて、いろいろなことをやり始めて、その容積率を確保するために、小さい

建物をつくらなきゃならない。その結果、3つつくるのは御法度よということで、1つにつなげちゃったと、だから段々畑になっちゃったり、1つになっちゃった。地下まで掘ったなら、要するに地下鉄の南北線のところがすぐ地下に来ているんだから、それまで接続できるかと思ったら、そういうこともないわけです。

だから、この計画そのものとしては、図面としては全然、はっきり言ってまるっきり合格点以下なんで、それは我々はわからないから、1級建築士だ、構造計算だとかいう人たちにみんな聞いてみて、こういうのをやっているんだけどもどうだと言ったら、こんな新宿区はばかだからなと言われちゃうわけですよ。文京区だとか、何かだったらそんなことはないよって言われちゃうのは、そういうことなんだと思うんです。見てもわかるように、これだけの面積しかないわけです、意外と小さいわけです、面積は。これは大きくはないんです。

で、先ほどから言っているように、外堀公園との一体性なんて言っても、これは大きい道があるから一体はできないんです、そこはもともと。だから、そういう意味で、言葉上は美しい言葉を並べるけれども、実際、図面を見て、こうやるとこと一体にできるはずがないんです、これだけ大きい道があるんですから。それで、周りも12メートルの道でくくるんですから、こっちの北側に10階やそらのものを建てちゃって、全然びくともしないんです。それでもだめだったら、都市計画に伴って、用途地域の変更をすればいいんです。都市計画にやれば、当然用途地域の見直して何でもやるわけです。中野区の北口開発だろうが、今やっている世田谷区の下北沢の北沢2丁目の開発だろうが、物をつくっていくためには、計画のとおりには到底できないんです。いろいろ試行錯誤があって、その次に入る学校が変わっちゃったり、いろいろな形で都市計画決定も変えて、それは用途地域見直して、最後にやるわけです。こういうことから考えると、本件については、高層の部分についてはいいですよ、当初から考えているから。あと、中低層の部分については、もう再考の余地ありなんです。これは、もう本来はつくっちゃいけないんです。何でかという、中低層のものを壊して、それで敷地にして、そしてやらなきゃいけないわけですよ。ちょうど、空襲のときの強制疎開と同じ思想なんです。これは、建物はあるけれども全部壊して、一たん空き地にしないと、あるいは空襲のときは延焼すると、これも同じで、低い建物を壊して、高度利用化して、容積率を緩和します。だから、丸の内だろうが、日本橋だろうが、全部そのやり方でやっているんです。ここだけ、四谷だけ、なんか中低層の建物ができてきたり、あるいは段々畑か出てくるなんておかしいでしょう、これ。こ

れはどこから、要するにこのデザイン出てきたかという、それまで言っちゃっていいかどうかわからないですけども、このデザインは、硫黄島の栗林中将がたてこもったスリバチ山のイメージが高い棟で、そして、緑の段差で地下壕になっている。これは映画で、6人のアメリカの海兵隊が、星条旗を立てた、そのイメージでこれデザインされているんです。ですから、変な格好なんです。

という設計思想が、そもそもおかしいし、バランス悪いわけですよ。先ほどの地区の人が言ったように、最初の面積に防災広場の面積としては小さ過ぎちゃう。せつかくにぎわいというので考えれば、地下鉄のすぐそばに、丸の内線は離れていますけれども、新しくできた南北線はすぐそばなんです。そこすらつながらないような状態だと、にぎわいとか言いながらも、実際、お客さんが来てもらわないとにぎわいはないわけですよ。だから、そういうのも含めて、まだ設計的にもおかしいと思われるんです。

だから、ここは環境だから、環境の問題だけやっていたらいいんだけど、全体のことを考えると、かなり変なんです。それを、まちづくり景観審議会のほうは、するどく指摘しているんです。それで、議事録を読んであれしていると、先ほど地域何とか課長という人が答えて、平成23年49新宿区景観まちづくり審議会議事録って、その中で、やっぱりおかしいんじゃないかって、指摘されているわけです。するどく指摘されているんですが、これで答えているわけです。「日影規制など、都市計画が前提条件を少しでも緩和できないかという点でございます。今回問題になっている日影規制については、制限として、影響が出てきますのは、区域北側の低層住宅の日影規制になります。この地域の方々は、再開発事業の実施や広場の設置等については一定の評価をいただいているところではありますが、この地域で日影規制を緩和することは、上位計画である都市マスタープランの位置づけがなく、地域の書き方が理解を得ることが難しい状況でございます。」で、後藤委員が、「何を見ればよろしいんですか、資料はどこですか」、そうすると、この地域課長が、「資料についてのご説明ではございません。すみません」、もう前から読んでいて、資料を出さないんですよ。今までのまちづくりの経過等から判断いたしますと、日影規制の緩和を求めた地域周辺の都市計画制限の変更は困難であると区としては判断してございます。ご了承いただきます。理由を示さないんです。「もうできません」の一点張りなんです。

ところが、実際見ると、できないどころか、もうする必要もないくらいなんです。実際は、もうなぜかという、こっちの建物が高いから、高い建物が既に建っているから、低層じゃないわけですよ。ですから、ここについては、もうしいて公共性があると言ったら、お

年寄りがあるからことぶき館や児童館だけなんです。どこの持ち主です。新宿区の持ち主でしょう。ですから、これは自分で調整できればいいんですから、本来はやらなくてもいいんです。でも、都市計画法の趣旨に従えば、こういうのでやって、こういう公共性に違反する場合には、一応公聴会をして、説明会を開いて、その土地の所有者や借地権者の同意書を取りつけて、意見書をつけて、それで新宿区の都市計画審議会に出して、そこがオーケーということであれば、東京都の都市計画審議会に出して、その上で、用途地域の変更をすればいいんです。その上で、本来は、デザインが先に来なきゃいけない。後からデザインが来ればいいわけです。最初は、都市計画の用途地域をまず決めて、それから2番目に建物が建つという、その建物を建つ前に、いきなり建てちゃうと環境に影響が負荷が多いから、2番目としては、事前に建つ前に、環境影響調査をしてあげましょうというのが全体像の順番なんです。だから、この手順を間違えちゃうと、1個ずつやっても余り意味がないんですね。だから、都市計画決定というのを最初にやらないことには話しにならないんです。その上で、用途地域かその中でありますから、それを見直して、その新しくできた用途地域の中でもう一度この計画案、特に低層部分、それからあんなに地下をくる必要が必ずしもないわけですよ。だから、そういうのも1個の建物にする必ず必要はないんだから、そういう必要のないところは削って、もし地下に掘るんだったら、南北線の四谷のほうに、東京メトロさんと一緒に建てて、向こうから入ってくるような形にすればいいわけです。

○**崎田委員** そうすると、齋藤委員、この環境影響評価に関して、何か今ここで新たに提案しておきたいということがあれば何か……

○**齋藤委員** 日影規制、説明が全然でたらめです。日影規制が80ページ以降に環境影響調査で出て、これも全部調べてきたわけです。それで、これを金科玉条のように言って、前回だめだと言われた。本来は北側にあるのはおかしいから、当初は、こんなことはなかったわけです。だんだん新宿区が出てきて、建物がいっぱい建っちゃって、最後に余ったところというところで地域の杜と称するお庭が来ちゃったわけなんです。本来は、そうじゃなくて、北側に建物が建てられれば、三栄通りのほうにお庭を持っていくことができるんです。

そういうふうな形で、日影規制は、実質上問題ありませんと、これよく読むと、全く問題ないと書いてあるんです。だからこれうそをついてないんですよ、こっちはね。URさんは正直なんだけれども、新宿区の説明は全部うそ。要するに我々わからないからごまかさ

れるだけで、ちょっと勉強すれば全部わかってしまう。一事が万事で、1つうそをつくると次のまたうそもつくから、4つぐらいうそを重ねちゃっているわけです。ですから、なかなか都市計画決定ができない理由それなんです。

だから、例えば、西富久町なんかもっと大きいものなんですから、本来だったら環境アセスメント55階建つのに、そちらは環境アセスメントをしません、31階はやりますと言ったら、小学生でもおかしいわけです。電波障害だろうが、日影だろうが、高いほうが建つのが、環境大きいはずなのに、そっちはやらないんでしょう。だから、開発中心なんです。こっちはどういうわけか知らないけれども、開発のほうは消極的で、余りやりたくなくて、こっちのほうは先行しているんです。町のデザインなんか、どっちかというところでは先行しているんです。だから、3つの行為があって、それがバランスよく、要するに3人が行かなきゃいけないんですけれども、場合によって、1つ移行して、あとはもう全然無視されちゃう可能性というのは計画の場合あるわけです。

それを、うまく調整するというのは、これは環境だけの問題じゃないから。先ほど安田先生が言ったように防災の問題も起きるわけです。今度は環境だけじゃ防災なんてわかりやしないわけです。しかし、有効空域率という概念が出てくれば、防災の問題はすぐわかる。敷地面積に対して建物面積どれなのか、その割合でもって、要するにどのぐらい混み合っているかというのがわかれば、もうそんなに難しいことじゃないわけです。難しいことを書いてあるけれども、実際の原理は、中学2年生ぐらいの能力があればわかる程度なんです。ですから、一見難しそうに思うけれども、実際はたいしたことではない。都市計画決定をなかなかできないというところに本件の一番の問題があるんです。それができなかったら、要するにわからないものを幾ら審査しても、これが最終的なものであれば、これ審査する必要があるけれども、途中でどんどん開発って変わってっちゃうわけです。微調整ならいいけれども、大きく変わっちゃうことだってあるわけだから、まずそれをやらないとダメなんです。

○伊藤委員 アセスメントに対して誤解があると思うんですけれども、都市計画決定というのは先に進める話なんです。それに対してアセスメントというのは、あくまでもアセスでして、環境をどうするか、これはだめだとか、そういう話じゃなくて、環境がこれをつくることによってどうなるかというのを評価する。前もって考えるのがアセスなので、都市計画決定より先に行くのが当然のことなんです。そうしなければアセスの意味が全くなくなってしまいます。そういう意味では、順序が同じ人がやっちゃえば、むしろどんどん先行し

てしまうのを、しっかり止めるものは止めるためにもアセスは先行しなければいけないというのでやっているのがこのアセスの制度だと思いますので、その辺はご理解いただきたいなと思います。

- 齋藤委員 それでは、西富久町の55階について、あれはアセスだったんですか。
- 伊藤委員 あれについては、アセスの対象ではありません。
- 齋藤委員 なぜないんですか。
- 伊藤委員 なぜかと言いますと、あれはいわゆる特区に指定された関係で対象になりません。
- 齋藤委員 つまり開発優先だからです。
- 伊藤委員 それはそういうことかと思えますけれども、それは開発優先というか、それ以外の理由も含めて、特区というものがつくられているというふうに思えますので。
- 齋藤委員 特区だからアセスはやらなくていいなんて誰も決めてないですよ。
- 伊藤委員 いえいえ、法律で特区は……
- 齋藤委員 やってもいいんですよ、別に。やっちゃいけないとは書いてないんですよ。
- 伊藤委員 ですから、やる必要がないという。
- 齋藤委員 やる必要はないけれどもやっちゃいけないとは書いてないんです。やらなくてもいいよと書いてあるだけで、やっちゃいけないよとは書いてないわけです。
- 伊藤委員 やらなくてもいいわけです。
- 齋藤委員 だからやらなくてもいいということは、やってもいいしやらなくてもいいと。行政側に選択権があるというわけです。
- 伊藤委員 行政ではなくて、アセスをやるのは、例えば一戸建ての家だってアセスをやっていいわけですよ、極端な話を申し上げますと。ですから、やっていいというのはそういう意味でやっていいということにして……
- 齋藤委員 規模で言ったら。
- 伊藤委員 それを規模で言った話でやってしまうと……
- 齋藤委員 でも、これ開発というのは、規模で、大規模何とか再開発って、法律を見ればいけれどもみんな規模で考えているわけですよ、大きさで。それは船だって大きいタンカーもあれば小さい漁船あるから、全部同じということではなくて、1級船舶もあれば2級船舶もあって、船と建物は同じ考えるとわからないけれども、そういうふうに規模が大きければ、3.4ヘクタールぐらいあるわけですよ。こっちは1.8ヘクタール、だから半分ぐらいのところアセスはされるんだけれども、向こうについては特区でと言って、つまり開発

優先ですから、電波障害だろうが何が、日影だろうが関係ないですよ。ところが、実際は、そっちの影響のほうがはるかに大きいわけです。だから、そういう場合には、何もやらなくていい、やっちゃいけないとは書いてあるわけじゃないから、都市計画審議会でちゃんとやってもらえれば、そういうことできるわけです。

○伊藤委員 アセスをやる主体は事業者です。行政じゃありません。ですから、やるかやらないかは事業者ですけれども。

それから、一つは特区というのは、経済を進めるというのが一つ現在の経済状況というのがありますけれども、一方でエリアを決めたというのには、富久も含めて、新宿駅周辺全体が指定されているわけですが、環境に対する影響が既にビルが一定程度多く建っているところに新しいものを、全く新しいものを建てるのは条件が違うので、あのエリアか特区になるというふうに私たちは理解しているわけです。ですから、全く全然、突然四谷が特区のあその場所が特区になるのはおかしいと思いますけれども、新宿駅周辺、西口あたりから連檐した地域が、そこまでが特区ということになっていますので理解していただきたい。

○齋藤委員 バブルの後で、結局土地をうまく早くまとめなくてはいけないという、そういう政策的配慮があるわけです。虫食いのものを西富久町の場合は、それを何とか早くまとめて、再開発しなくちゃいけないから、これ環境アセスやっていたら時間がかかっちゃうから、それは省略しましょうということで特区になっているわけです。だから、政策的配慮というのは、どこの時代にもあるわけですが、それは、しょうがないんですけども、あらゆるまちづくりを考えた場合には、まず都市計画と環境アセスと、今の時代でしたら防災とか、景観とかという、4つぐらいの用途をなるべくバランスよくやらないと、いい町なんかできないわけです。だから……

○都市計画部長 都市計画審議会の話が出ましたので、都市計画審議会と環境アセスの関係なんですけれども、4月から、東京都の条例が変わりまして、都市計画を決定する際の都市計画審議会に、環境アセスの調査の結果を送付するということになりまして、ですから、当然、都市計画審議会の中では、こういった環境アセスの結果というのが議論の対象になってくるという制度に4月から変わってきます。

○齋藤委員 今までは、全然、逆に言うと、無視されているわけですよ。だから環境派の人たちはもっと開発のほうにある程度……

○都市計画部長 少なくとも、この四谷の件については、そういった対応だったと思います。

○齋藤委員 要するに四谷はあれですけども。新宿区が今まで持っている開発プロジェクトを見ると、カコウ的というか、片方は進行しているけれども、片方は……要するに環境が重視の場合には開発はうんと低くなっちゃうという、そういうバランスの兼ね合いが悪過ぎないかということです。こういうのバランスを総合調整しなくちゃいけないから、それはここの単独の審議会じゃとてもできないので、3つか4つの審議会を集めて、合同審議会みたいな形でまちづくりのトータルプランというのを考えていく必要がある。特に、今、防災の問題が大きいわけなんで、これは環境を幾ら読んだって、防災は一つも出てこないわけですよ。これ、全体の中で防災というのが1項目もないというのはとんでもない話しなだけども、そういう視点が欠けちゃっているわけです。要するに、各官庁がみんなやっているから環境は環境、防災は防災、景観は景観、開発は開発という形で、縦割りでやっちゃっているから、それだと物の開発というか、全体を見ると、バランスが悪くなっちゃうわけですね。だから、そういう意味で、今あれでしょうな。

○会長 はい。

○崎田委員 今、いろいろ話してくださったんですが、ポイントがわかりましたので、とりあえず、これから町をつくっていくときにいろいろな総合的な視点を考えてやっていただきたいというお話だったと……

○齋藤委員 手順の順番。順番が大事なんです。順番が間違えちゃうとどうしようもない。

○崎田委員 ありがとうございます。それで、そういうご意見だというのがよくわかりましたので、これからぜひわざわざ都市計画部長さんも出ておられるので、またいろいろ都市計画の新宿区の計画を立てるときに、今、防災や何か、この前の東北の震災の後、やはり急激にその思いというのが社会で強くなっていますので、法定のもの以上にいろいろな期待感があると思いますので、今後もぜひいろいろご検討いただければ、総合的にご検討いただければありがたいと思います。私の質問からこうやって答えていただいたんだと思います。ありがとうございます。

○齋藤委員 意見をあらかじめつくってきました。よかったら。

(資料配付)

○安田委員 ちょっと質問なんですけれども、齋藤さんは区民選出委員でなられているんですけども、ご専門は何か。

○齋藤委員 私、専門法学部ですけども。こんなのそんな難しいことじゃないから、全部我々でデータにあわせて全部証拠と事実を検証していくんです、実証的に。そうするとあ

れなんです。

○安田委員 わかりました。それで、今、齋藤さんが言われた長くいろいろな総合的な問題に対して述べたんで、それに対して審議会としてどう対応するか。それから行政側がどう対応するかというのは、今すぐに結論は出す必要はないと思うんですけども、きちんと対応する必要があるんじゃないかと思うんですけども。会長さん。

○会長 いろいろ今日求められていますのは、不服かもしれませんが、先ほど来、出ていますように、環境影響評価調査計画書、これに対する……

○齋藤委員 今は、これが総論なんですけれども、ついでにそういうふうに言われると思ったんで、先ほど言った各論も用意してきたわけです。これあれなんですけれども、これ日影というほうが一番ポイントなんです。日影の、それが、都市計画とまちづくりと、環境の一番の接点なんです。3つが重なるところなんです。ここさえクリアできれば、バランスのいい形になってくるんです、高い建物を建てる場合は。それで、先ほど言ったような、日影のところでのこの総論と各論がきれいにバランスよくなるわけです。そうすると、今まで言ったように、90ページからあるような、日影というのをここが極めて重要なんです。ここにこういう建物が建った場合は、こうなりますよと、ここに書いてあって、ここにはちゃんと用途地域第一種中高層住居、その次が書いてあるわけです、第二種。書いてないところに線がかかっているでしょう、これ赤くなっている。90ページ。書いてないところはなんだという商業地域なんです。ですから、本来は、ここはコールする必要はないんです。だからあたかも何か書いてあると、ここに関係があるんじゃないかというような、4時間の線と2.5時間の線はどこに入っているかという、全部用途地域でいえば商業地域、もう既に高い建物が建っているところですから、これはもう日影の問題はないんですよ、これ。ですから……

○伊藤委員 この図面は、問題がないことをあらわすために書いてあるものですから、当然ないんですよ。

○齋藤委員 だけれども、前回は、北側の地域の日影に問題があるから、この設計変更はできませんと言われたわけです。要するに、もっと私が言ったのは、北側にお庭があつては寒いし、もっと南側に持ってきて、三栄町に、こっち側にある建物を北側にずらせないかって、盛んに聞いたんですけども。

○伊藤委員 よく敷地の利用の仕方、昔でしたらすべて土地に余裕があつて、周辺にかなり土地があれば、全体の中で、例えば学校のグラウンドは南側につくって、北寄りに校舎を

建てるというのはよく行われていたんですけれども、土地が立て込んで来ると、北側ぎりぎりに建ててしまいますと、北側の住宅に影響が出て建てられない。そういう事情というのは都心ではごく当たり前のことですので。

○齋藤委員 北側の住宅に影響が出ればでしょう。

○伊藤委員 出ます。

○齋藤委員 だから、用途地域を変えれば出ないでしょう。ここの部分だけ商業地域にしてみればいいんです。

○伊藤委員 そういう乱暴なことは……

○齋藤委員 いやいや、特区の場合には、環境アセス全体をやめちゃったのに。そういうのに比べたらこっちの幾らでも、もう実際、調べてみると、個人の家なんかないんです、ほとんど。高さも、高いんです。ですから、合意書、これを見ると、ちゃんと調べてきたわけです。全部ビルなんです。これは5階建てですよ。こっちも、これもビルなんです。4階建てなんです。だから四、五階建てのビルが建っているんです、大体。そのうち、一番低くて影響があるのが3階建ての区立本塩町ことぶき館、本塩町児童館、これは3階建てから影響が出るんですけれども。ほかは高さが高いですからほとんど影響ない。これは高さの問題もあって、こういうことなんです。だから、全部証拠に基づいて事実は認定しなくちゃいけないんですけれども、これ新宿区の場合は主張はするけれども、じゃその主張に基づく証拠や資料を出してくれと言うと、いやできませんと言う回答ばかりなんです。だから、これ、はっきり言うと、うそでかためてやっているんです。

○会長 都市計画部長。

○都市計画部長 四谷の再開発をするために、地区外の用途地域とか、日影規制を変えるというのは、まずちょっと現実的じゃないと思うんです。それと、日影規制を変えらなると、委員がおっしゃったような、用途地域を変更しなきゃならない。現在、用途地域を変えるという手続の場合には、地区計画をかけるということが原則になりまして、そうすると、再開発の地区じゃない北側の黄色に塗ってあるところのエリアの地区計画を変えないと、なかなか用途地域の変更は難しいと思います。

○齋藤委員 もうそういうお答えが出ると思いまして、それに対しても完璧にこっち準備してきちゃったんです。東京都の用途地域の規定に関する基準があるわけです。よく読んでみると、こういう都市計画や再開発をするときには、適宜、適切に用途地域を変えてください。変えないから問題が起こるんで、変えてくださいというふうに逆に要望しているわけ

です、これは。

○都市計画部長 それは、再開発の地区内の用途地域を変えるということです。

○齋藤委員 いやいや、地区内とは限定されてないんです。地区に影響がある場合。すなわち、要するに日影の問題ですから、地区の中の要するに配置の問題じゃなくて、12メートルの道路を挟んでも、向こう側に影響があるんだったら、そこは変えてくださいよという形で、東京都の基準ができています。

○都市計画部長 確かに、例えば、道路が大きく変更されたとか、そういった土地利用の大きな転換があるときには、それに合わせて用途地域を変えることもあります。

○齋藤委員 やりなさいとなっているでしょう。

○都市計画部長 区もなっているんですけども、ただ変更しなさいとはなっていません。

○齋藤委員 本来12メートルなんですよ。

○都市計画部長 ただもう先ほどから申し上げているように、土地等の転換が図られている場所です、再開発をさせることによって、日影を落とす地域の土地利用の転換を図られていませんので、そこはなかなか用途地域を変更することにつながらないと思います。

○齋藤委員 またうその説明なんです。これ、全部調べてきちゃったんだ。東京都の用途地域に関する指定及び指定基準というのがあって、エリアごとに決まっているんです。そして、ここは、センターコア再生ゾーンという、都心部ですから、これについては緩やかな基準なんです。そして、この基準を見ると、用途地域の変更及び決定に当たって留意すべき事項、用途地域の適宜適切な見直し、規制市街地域の機能更新等、こういう場合ですね、本件の場合。効果的かつ円滑的に進めるために、都市計画事業等の進行状況に応じ適宜適切に用途地域等を見直しと書いてある。見直しちゃいけないと書いてあるんじゃないで、適宜適切に見直しなさいと書いてある。そして、市街地再開発事業と面的な都市計画事業を行う場合には――本件の場合にはですね。事業の都市計画決定とあわせて用途地域の変更を行う。用途地域の変更と都市計画決定の同時履行を求めている。

こういうふうな基本的な……でも、出ていて変わってないわけでしょう。新宿区だけは、これに従わないというわけではないですか。

○都市計画部長 再開発のエリアの中は当然、土地利用の転換が図られます。

○齋藤委員 いや、だから、中とは書いてないですよ。今、読んだでしょう。規制市街地の機能更新等効果的かつ円滑に進めるためには、この場合だったら、高い建物を建てて容積率を満たすと。こういうためには、都市計画事業の進捗状況に応じ、適宜適切に用途地域等

を見直す、こう書いてあるんです。実際、東京都の特定街区運用基準というのが、その下にあるわけです。それにも書いてあって、全部決まっているわけです。その中には、先ほど言った有効空地という概念が出てきて、どのぐらいの敷地に対して建物をどれだけ建てていいか、有効空地対象と割合が出ているわけです。これを最低基準をクリアすれば、あとは屋上緑地の部分を緑地として換算して、建物なんだけれども空地にみなしますよという基準があるわけです。ですから3階建てが出てくるわけです。ですから、全部根拠があって出てきているんです。

○都市計画部長 誤解があるといけませんので、再開発のエリアというのは、その中に住んでいる方というのは地権者の方々の同意を得るわけです。少なくとも最低が3分の2程度のということになりまして、同意を取った方から、土地や建物を一体して用途地域を変更するわけですから、再開発の計画にのっとる形になります。地区外の方というのは、そういった同意とか、そういった行為がないわけです。ですから、それを一方的に、再開発を進めるがために、周囲の方々の環境を変えるような規制を変えるというのはなかなか現実的ではないと思います。

○齋藤委員 また、ここを見ると四角いブロックになっているでしょう。要するに、こっちの道側も既に商業地域になっているんです。ですから、こういう場合は、ここに並行したところまではしますよということは当然できるわけです。ここの道が広がっちゃいますから。12メートルの道が広がっちゃうと町が変わっちゃうわけです。ちょっと小さい道のところだったら住宅でよかったんだけど、12メートルもの大きい道になっちゃったら、これは商業地にしたほうがいいんじゃないのっていうことになると、12メートルで囲っちゃうから、こっち側の部分、少なくとも商業地に、ここの部分については、こっち側はともかくとして、この12メートルで囲われちゃった部分はこっちの大きい道路に面したのと、要するに容積率等同じように逆にしてやらないと、逆に不公平なんです、物が建てられないから。だから、そういう意味で、用途地域の変更というのは適宜適切って、そういうことなんです。その中で、今言ったように、この中央に3階建ての古い建物といえば失礼ですけども、新宿区のものがあるから、それについては、もう同意する必要もないわけです。自分のものだから。

○手塚委員 方向が環境の問題の方向にちょっと向いてないんじゃないかなという気がするんですけども。

○齋藤委員 これ、日影というものは、環境そのものなんで、環境とまちづくりと景観という

のを全部どこでミックスさせるかという、日影の問題なんです。だから日照権で、国立であんな争われちゃったのは、景観や日影の問題が大きいんです。あとの問題は水質汚濁だとか、今、電波障害なんか、スカイツリーが立っちゃったからほとんどないわけです。実際議論になって、裁判になって、争われる事例っていうのは、主にいうと景観と日影の問題なんです。それも、全部あれじゃないの。

○伊藤委員 この審議会は、参加している15人の皆さんのご意見をぜひ区政に反映させるために聞きたいと思っておりますので、ぜひ多くの方の発言ができますようお願い協力いただければと思いますけれども。

○齋藤委員 だから、今まとめますと、私としては、URさんの初期の計画、それが一番ベストだと思うんです。だから、新宿区としては、くだらない事業に手を出さないで、どっちかといったら、地主に徹するというのであれば、もう少し包括して、集中的に建物を建てれば、この少ない面積でも防災広場が広げて、先ほど言ったように、窮屈な感じは少なくなるわけです。

○伊藤委員 アセスの考え方の基本は、建物を建てる、これは建物の事案ですから、建物を建てるのは事業者さんが決めるもの。そして、それに対して環境評価をどうするかも事業者さんが決めるものになるわけです。それに対して、それが適切かどうかを判断するのが行政に与えられているものだというのが位置づけだと思いますので、ご意見は……

○齋藤委員 今の説明もインチキです。新宿区は、この場合は行政主体として、こういうルールを決めることと同時に、この小学校の跡地の所有者なんです。

○伊藤委員 ここは地権者としての申請はしてありません。

○齋藤委員 だから、地権者としてもあるし、しかもそこで何か事業をやるんですから、これ事業者として、地権者として、行政権者として、3つの身分を持っている。だから事業者としてもやるんだから、これは、日影の問題は大きい。事業者としてやらないで、地主であるんだっただけで言わないですよ。

○伊藤委員 アセスというのは、さっきから委員おっしゃったように、都市計画というのはどっちかという進める側、それをとめる側がアセスだとするならば、同じ人間になってしちゃいますと当然進める側だけに行ってしまうわけですから、我々は、明らかにとめる側と言ったらおかしいんですけれども、ちゃんと評価してくださいねという側で、しっかりと、これは発言していくためにいますので、事業者の顔は持つのは、むしろ不適切だというふうに思っておりますので、このままぜひ事業者という立場をなくして……

○齋藤委員 だけれども、事業者としての立場で中高層の建物がいっぱい出てくるわけです、新宿区が参画したために。だから、事業者としての立場を抜きにして、これは消去してはなかなか環境アセスもできないんですよ、実際の問題として。3つの身分のうち、何が一番大きいかと言ったら事業者の身分なんです。2番目が所有権者、権利書を保有する所有権者の身分で、一番小さい身分が行政の規制身分ですよ、実際問題としては。それを、ここはアセスだから行政で、事業者は関係ありませんって、とは、なかなか言えないわけです。実際問題として。新宿区は、事業に参画しないんだったらそれでいいけれどもね。参画するのであれば、それも考慮して、なお考えないといけないわけですね。

○伊藤委員 区長の意見を出すときに、区長が事業者でしたらこれは意見なしで出します。そうではなくて、私らが意見を出すのは、事業者とは違う立場でこのアセスに対する区長意見を出さなければいけないと思っていますので、あくまで、区長というのは、いろいろな面を持っていますので、ほかにもいろいろなこともやっていますけれども、1つのに対して2つの立場をとらなければいけない案件は必ずありまして、ここでは、あくまで環境アセスという立場での意見をどうするかというのをご協議いただきませんと、話が全く進まなくなってしまうので。

○齋藤委員 そうというのは、一般的には、ジジットウハン行為というんです。ジジットウハン行為のときは、当事者は出てきてはだめなんです。第三者にやらないと、だからこの場合だともして環境アセスというのをやるんだったら、当事者としての新宿区を排除してやらないと、環境アセスとしての中立は保てないんでしょう。

○伊藤委員 住民に選ばれた立場としてやらなければいけない事業はいろいろあるものですから、区長というのは、いろいろな、例えば環境なら環境、都市計なら都市計、福祉とか、そういうのも含めまして、いろいろな事業をやるわけです。ですから、そういうことが区長は、それ先見にならないように、いろいろな仕組みもつくっていますし、私たちも、この事業を環境アセスの結果をもって考える場合には、事業系としては進めたいけれども、それはいけないよという話は常にしてきたつもりですし、そういう立場で、これは出していくのが環境アセスへの区長意見というものだと思っていますので、自己矛盾が起こってしまうのは想定の中の……

○齋藤委員 こういうのをいうふうに言うと、自己取り引きというんです。自分で自分と取り引きしたり、あるいは当方代理という概念もあるぐらいなんです。だから、本来は、今言ったように、厳密に言うと、当事者としての区を排除して、環境審議会と、それから、ま

ちづくり何とか審議会と、都市計画審議会みたいなのが合同でやって、どっちに偏らないというふうなのを合同でやらないと、本体的に言うといけないんだよね。だけれども、そんなことを言うとまた時間もかかるから、法的にはやらざるを得ないんだけど、その場合は、先ほど言ったように、日影の問題が私としては最大に環境問題としては大きいと。

○安田委員 今、齋藤さん、いろいろ勉強されて、この文書はきょう初めて出されたんですか。事前に出されたんですか。

○齋藤委員 きょう出したんです。

○安田委員 ああそうですね。そうだったら、文書で今ご説明あったので、これで時間を使っちゃうとちょっとまずいので、後で、この文書をきちんと区役所のほうでも検討していただいて、それなりの対応というか、していただいたほうがいいんじゃないですか。もっと重要な議論がいっぱいあるんで。

○井上委員 もしも、自己取り引きとかジジットウハンという話があるみたいならば、環境アセスメントを審議会でする資格はないというご提案ですか、それは。

○齋藤委員 いや、そういうことじゃないですよ。事業者としての側面も考慮した上でやらないと、実質は、事業者としての側面と、所有者としての側面と、規制する立場としての3つの身分を新宿区は持っているんだから、それを踏まえて、このアセスメントというのも考えないとだめですよと、3身分を踏まえてやっているということを言っているだけで、普通は、そういう事業者だったり、所有者じゃないから、行政の立場だけでいいんだけど、この場合には、所有者であったり、事業者であったりして、要するに利益が新宿区の中でも自己矛盾状態ですから、それも踏まえて環境アセスというのをやらないとだめですよと言っているわけです。やるのはいいんですけども、実質的な。

○手塚委員 齋藤さんが、しっかりとこういうふうに書面で書いてきていただいたので、これをやっぱり区の方にあと別枠で検討していただいて、齋藤さんだけじゃありませんので、区民は。ほかのメンバーもいますので、個人になってしまいますから、逆に一人の時間とものを区切ってやっていかないと、そのことでお願いします。

○齋藤委員 はいわかりました。

○手塚委員 後でこれは審議してもらいます。

○井上委員 それから、この件については、昨年8月にもう環境審議会と、それ以外の審議会の関係はどうなんですかと私質問して、そのときに明確にお答えいただいているので、私は、それにのっとなって議論が進んでいるんじゃないかなというふうに私は思いますけれど

も、一応、去年の8月でしたっけ、確か暑いときだったと思いますけれども、この件について、環境審議会だけじゃなく、ほかの立場もあるということ、多分そのときにこの審議会のメンバーは、もちろん皆さんご存じの人は多いと思うんですけども、どういう関係なのかということについて、しっかりご説明いただいたんで、私は、それにのっとなって、今回、この報告書案を審議しているのかなというふうに思っておりました。

○会長 どうも皆様方ありがとうございました。

それで、事務局にお願いしたいのは、齋藤さんもいろいろ言われているんだけど、都市計画審議会と、それから環境のほうの審議会と、ずっとアセスの流れでそれを一本化してどうこうというのは概略として都の条例どうなっているというのがありますでしょうか。パンフレット。総合的なもの。

○事務局 あわせたのはちょっと見たことないんですけども。

○会長 いや絶対ある。調査計画書というものを経て、それから、きょうの環境影響評価に来る、それで住民に説明会があつて……

○事務局 こういう流れでというのはあるんです。

○会長 そうそう、そういうの。

○事務局 これは、ただ都市計画審議会とか、そういうのは入ってないんです。あくまでアセスだけの流れなんで。

○会長 だからアセスと都市計画と一緒にしたもの。そういうのがあるはずだよね。

○事務局 ちょっと今ないんですけども、必要であればつくればいいことだと思います。

○会長 原点として持っていましょう。いろいろご意見あるんだったら、言われている内容というのはそういうところでご発言願うことが多いんですね。

○齋藤委員 だから合同審議会みたいなのができれば一番いいわけですね。このプロジェクトで。

○会長 ない、それは、今後の問題としてご意見述べられればそれでいいと思います。

○齋藤委員 今後としてはね。まちづくりとしては。

○都市計画部長 先ほどご説明したように、制度としてのタイミングがあわないようにできています。

○会長 あわないんだよ。

○都市計画部長 評価書を一度決めてもらって、それを都市計画審議会に送付するという形になっていますから、同時にこちらが先行する仕組みになっています。ですから、それを合同となると、どっちかが制度として狂ってしまいますので、そうなりますと、なかなか合

同というわけにはならないです。

○齋藤委員 先議履行という概念の中には、同時履行も含まれるんです。一般的には。つまり、用途地域の申請と都市計画法の申請、同時に出してもいいですよって、こう東京都が言っているでしょう。本来だったら、用途地域の申請の変更が先で、それでもって都市計画のものをやらなきゃいけないんですけども。

○都市計画部長 同時履行ができるということでは明確ではないと思います。

○齋藤委員 だから同時履行も権利履行の中の一形態ではあるんです。

○都市計画部長 そうかもしれませんし、それが本当の制度の趣旨に合致するのでしょうか。

○齋藤委員 だから、それは、運用の仕方、法律ですから、全部うまくはつくってないわけですよ、それぞれつくったときにお考えが余りないですよ。だけれども、全体としてうまくやっついていこうと思ったら、統合的な運用というのをやらなきゃいけないから。それは、少しずつご相談の上、なるだけ一歩が、こっちはうんと引く、こっちはおくれちゃうということだとだめだから、合意形成としては、そうすると、例えば環境アセスの住民説明会と都市計画法上16条の住民説明会を同時にやるということは当然できるわけです。だから、そういうふうによれば、現行の法律だからといって、随分できるんですけども、頭がかたいもんだから、そういうことはやらないで、一個ずつやっているから、いつまでたっても時間ばかりかかって、実際6年も7年もかかっちゃうということになるんです。それで、いいのができるかということ、同時に審議してないから、その間に状況が変わってきちゃうわけですよ。だからうまくないということになっちゃうのね。

○会長 ですから、今おっしゃられるようなことも今後の課題として、事務局のほうに書きとどめるということにさせていただくよりしょうがないですよ。

それから、いろいろ資料もいただきましたけれども、前回、調査計画書というものに対する意見を出して、今度はアセスメントの案が出てきたと。いわゆる環境影響評価書案というものが出てきたということで、そのときの意見というのが先ほど事務局からの説明があって、日影についてもやられたようだけれども、じゃこれでは不満で、今後どういうふうに直したらいいのかとか、その辺簡略的に何か知らせないといけないし、その辺の事情というのは齋藤さんあたりどういうふうを考えられますか。きょう出てきた資料の4をもとに。

先へどんどん進んでいきますので、それにあわせて、後戻りはできない感じになっているんでしょうね。手続は。

○**崎田委員** 今回のポイントを先に審議されますか。日影のところを。私は、別のポイントでちょっと意見を言いたいことがあるんです。

○**会長** 日影終わってから。

○**崎田委員** はいわかりました。

○**伊藤委員** 日影に関しては、ここでのご意見は、日影を緩和すればいいという話がメインだと思うんですけども、それは環境アセスでの区長意見として、言えるべきことではないと考えておりますので、このご意見ではちょっといろいろ考えは私はちょっと起きないと思いますけれども。日影の規制を緩和するというのは、環境アセスの考え方と逆行の話が出ていますので、ちょっと無理かと思います。

○**会長** 区のお考えというのは資料の4のこの日影の欄の、これでよろしいということですよ。ね。

○**事務局** そうですね。回答で。

○**会長** 結論は。

皆さんいかがですか。

では、ほかに、ご意見がなければ、これを基本に対応していくということにしてよろしいですか。

だから、日影はいいですかと言って。

○**崎田委員** ごめんなさい。ずっと待っておられるのかと思って、失礼いたしました。

○**齋藤委員** 日影のところ、88ページの日影時間で、No. 3と書いてあるところが一番損害を受けているんです。ここのところの日影が一番多い、これはどこの建物ですか。具体的には。これが、具体的に、新宿区の、先ほど私が調べた多分これだと思われるんですよ、ことぶき館。

○**事務局** No. 3は坂町の追加したところですよ。

○**齋藤委員** 坂町、これはどこなの。日影で、北側に、10メートル以内と書いてあるでしょう。10メートル以内で、実際影響を受けているというのは、この調べたところだと、あとはみんな高い建物なんです。低い建物って、これしかないんですよ。これ、実態的に、ここが要するに新宿区の建物であると。

○**伊藤委員** 日影の規制というのは、この数字が建物の高さ関係なくて、それぞれの場所の測定水平面、通常ですと4メートルとか、そういうところで、測定してつくった図面ですので、これはどの建物にどう考えると、そういう性格のものではないです。

- 齋藤委員 要するに、北側の建物って3軒しかないんです。
- 伊藤委員 建物がなくても
- 齋藤委員 実際ね。
- 伊藤委員 実際はそうですけれども。
- 齋藤委員 3軒のうちのこれ3つ出ているから、この3軒のうちのA、B、Cはどれかというのがわかれば、もし一番厳しい状況がここの建物であれば、それは新宿区の所有だから、日影は問題ないわけです。北側規制については。
- 伊藤委員 日影規制は、だれが今所有しているかということは関係なくて、その土地にどういいう日影がかかるかを基準にして判断するんですよ。
- 齋藤委員 もちろんそれはそうですが。
- 伊藤委員 ですから、それは特に関係ないものだというふうに考えていますけれども。
- 齋藤委員 でも、実態を、客観的には日影の影響があると思われるのは、区立本塩町ことぶき館、本塩児童館が3階で建物の高さが低いんです。あとは、5階とか、4階だから、多分これが一番影響を受けるんじゃないかと推論はできるんですけども、実際、そうなのかどうかというのは文科系じゃわからないわけですよ。多分、3つ並んでいて、これを比較しているとここになるわけです。
- 伊藤委員 すみません、さっとNo. 3とおっしゃったのはどれの件ですか。
- 齋藤委員 これですよ、ここ。
- 安田委員 何ページのどの辺。
- 齋藤委員 88ページのNo. 3で、これ日影が一番引かかる部分があるわけです。あとの2点はそんなにない。それでこっちの4時間以上の日影が及ぶ範囲として登場してくるわけです。だから、これは具体的には、本件においては、この真ん中の建物じゃないかと私は思ったんですけども、そうじゃないんですかと聞いているだけです。
- 伊藤委員 今のは、日影調査地点。距離的には、ここからもう150メートルか200メートル離れている地点の、北側の1カ所です。
- 齋藤委員 うんと離れているよ、なんでそんなところをはかっちゃうの。逆に言うと、ここは隣接しているところをはかっているのになぜこれは外れたところをはかっちゃうの。
- 都市計画部長 住宅地だからです。
- 齋藤委員 住宅地だから、ところで、じゃ住宅地だからと言って、相当離れているんですよ、逆に言うと。だから日影と、さっきの用途地域の建物の容積率の問題と物すごく影響

があるわけだよ。そんな遠くに離れたところをわざわざはかる必要はないんですよ、これ見ると。ここのURさんのご説明によると、計画建物による2.5時間以上の日影の及ぶ範囲は計画北側の引地境界から最大50メートル。

○伊藤委員 すみません、これについては、前回皆様にもご協議して出しました新宿区の区長意見の中で、北及び西側には比較的低層の住宅が数多く隣接していると、その影響が大きく懸念されるので、坂町の住宅地域内でどういうふうになるかを調べてほしいというのをお願いして、意見として出したわけです。その中で評価書案でこれを1点追加していただいたというものです。一番北側の一番近い地点としてはNo. 2がちょうど敷地からすぐ北側の地点で、多少離れていますけれども、低層の住宅地がNo. 3になります。No. 3につきましては、時間だけではなくて、天空の写真を使ったところの評価もしてまして、その場合見通しがある程度こちら側まであいている地点、それから低層の住宅地が密集している地点ということでNo. 3を選んでいきますので。

○齋藤委員 No. 3までの距離はどのぐらい離れているの。

○伊藤委員 150から200です。

○齋藤委員 随分離れているじゃないですか。そんなのをこれ50メートル以内と書いてあるのに200メートルも離れたら、基準が全然違うじゃないですか。

○伊藤委員 最も近いところの影響をNo. 2で調べて、離れているけれども低層のところも見るべきではないかという区長意見を出したことに對して。

○齋藤委員 しかし、実際この意見で出ているのは、最大50メートルと書いてあるわけでしょう。だから、そうしたら最低これから見たら200メートルも離れたところが同じ距離で書いている。しかも日影がこれだけやりますよと言われたの、これは50メートルの範囲のことだと、この文面から読み取れるわけです。資料解釈上、それは高度なデマですよ。だから、結構こういうインチキをいっぱい客観説に立っておかしいな、一生懸命調べてもこれわからなかったんですけれども。

○伊藤委員 No. 3はNo. 2が道路を反対側で調べたのに対して、それに近いところだけではなくて、やっぱり低層地がまとまっているところについてはどうかなと。そういう中で、実際に太陽、進行、規制地は2時間とか何時間がどうだというのをやるんですけれども、一方で、実際の見え具合をこのようなNo. 1、2、3には評価していただいています。それがこんな形で見え方の問題もありますので、こちらの本だけですけれども、これを回していただければと思うんですけれども。見える場所ではないと評価する意味がありませんの

で、場所としてNo. 3を選んでいるんじゃないかなというふうに私たちは理解しているところですよ。

○齋藤委員 通常は、200メートルも離れたところを調査地点として普通は調べることはないんですよ。

○伊藤委員 こちらから、ですから……

○齋藤委員 だから、それがあなた方にこういうマイナスの証拠を出すたびに意図的にこれを3つの中に入れるために置いたとしか思えないわけだよ。だって、本来は50メートルですよ、実際、範囲があるのは10メートルぐらいだと言っているわけでしょう。実際、最大限でも50メートルで、実際に被害があるのは12メートルもあるから道路の端から10メートル当たっているのに、200メートルも置いたものを基準にするということ事態が犯罪的ですよ、これ。ギモウ的です。そういうふうに客観証拠と言いながら、極めて主観的でインチキな証拠を並べてくるわけだよ。

○伊藤委員 日影については、何時間というのとあわせて、実際に太陽がどう見えるかというのを評価する必要がありましたので、それは図を見ていただければわかりますけれども。

○齋藤委員 日影については私ども理科年表で調べてきているんです、わからないから。みんなうそばかりつくから。これは、日の出、日の入りの時間で夏至の時間、冬至の時間、春分、秋分の時間で決めているわけです。だから、それはもう中学校でもそう教えるけれども、これいや太陽の見方がどこから見えますかって、そういうので日影は考えてないわけですよ。ご来光じゃないんです、これ。太陽が見えるか見えないかじゃなくて、日の出、日の入りまでの時間を北半球では一番短いのが冬至なわけです。冬至を基準にして日影を判断しているわけです。だから、それも冬至だけじゃないんです、見え方も問題ですなんて言ったら、これは小学生以下の意見で、本当に情けない意見なんです。基準もどんどんどずらしちゃうと、一つの基準で判断しなきゃいけないのに、こっちが負けちゃうと、また違う基準を出してきて、それでごまかすのはやめてもらいたいと思います。200メートルも違う基準を出すこと自体が大問題で、だから日影が一番問題だと思います。

○伊藤委員 日影、今、おっしゃっている日影は、建築基準法あたりに定められている関係の日影として、環境アセスでは、太陽がどう見えていて、それがどうなるかというのを、これでは評価していただいています。それをやるためには、その土地から空が見えて、この建物が見えるところでやらないと意味がありませんから、そういう場所としてただ北側の坂町周辺というのは、道も下っていますし、影響が大きいのではないですかと、それで調

べてみたらどうですかというのを区長意見として入れたところに今回追加していただいたものでございます。実際に、見え方というのは、ちょっと、先ほどお話ししたので見ていただくとわかるとおり、夏至、それから春分、秋分、冬至の時間について、冬至のときの建物に11時ごろにだけかかるというのも、これでわかるわけですので、そういう点も環境アセスとしてはこういうふうにお日さまの見え方が変わるよということが適切に評価されたものだというふうに考えております。

○齋藤委員 つまり、客観説では都合が悪いと、主観説が出てくるわけです。で、主観説で負けてくると、また基準を変える、その繰り返しなんです。ですから、ほとんど、客観的基準が何か物差しが、これの物差しではかりますとこうです、じゃこの物差しじゃわかりません違う物差しを出すますと、言うたびに物差しが変わっちゃって、これじゃ話にならないけれども。この程度の新宿区のアセスとか言っても、いわば自分にとって都合のいい証拠を出してくるだけなんです。だから、それでごまかされちゃって、みんなだめなんだよね。でも、この都市再生機構は、この名前に一回つぶれかけたんで、これはコンプライアンスがいいんです、意外と。ですから、余りうそをついてないですよ。前回、一度つぶれかけたもんですから。そういう意味で、今度やったら最悪ということで、これは余りうそを言わないことになっている。それに比べると、新宿区の説明というのは随分、しかしここに書いてあるんですね。冬至日において、建築確認による2.5時間以上の日影が生じる範囲は、おおむね計画地の西側と北側にはかられた範囲であり、日影の影響は低減していると考えます。つまり、高層棟を南東側に移したことで日影はないですよと言っているわけです。それも基準は冬至日においてですよ。基準日は冬至日なんです。

○崎田委員 次に、私、別の意見を言いたくて待っているんですけども。

○齋藤委員 どうもすみません。

○会長 崎田委員。

○崎田委員 別の項目で、資料4の中の3ページ(4)の生物生態系のところと、あと資料5のその他の要望事項の(3)の生物生態系の区長の意見なんですけど、基本的に私は、区長がそこをきちんと抑えて、もう一度言っていることに非常に評価はして、ここをしっかりと今回の都市再生機構のほうの担当の事業者さんにきちんと伝えていただきたいというふうな意見です。

どうしてかと申しますと、資料の4の3ページの生物(4)のところの、評価書(案)での対応を考え方という右側のほうのお答えのところを見ると、都市計画地は都心の市街地

で余り緑も残されてないところで、計画地及び周辺の動植物は市街地に普通に見られるものであるから影響が小さいと書いてあるんです。都心で緑が少ない、自然が少ないからこそその貴重なものを守ろうとして環境影響評価をやっているわけですので、この答えの文章って、割にそういうところの配慮がない言葉だなと思いつつながら、実は読んでおりました。それで、ですから、区長の意見に賛成しますので、もしあれだったらこれをもっと強く書くぐらいの感じで提案していただきたいという意見です。

それで、資料5のところのなんですけれども、区長の意見として、緑化計画の中で外堀の緑と空間的に連続する緑豊かな景観を形成するとあるが、生物生態系において、外堀公園との連続性を考慮し、生物の誘導等に努められたいという、私は、すごく生態系のことを言っていて、ここが大事だと思います。欲を言えば、その前に一言、計画地は四谷地域まちづくり方針図にあるように、緑とつながった大変都心にとっては貴重な自然がある地域でありとか、そのくらい抑えて書いておいていただいてもいいくらいだというふうに思っております。最終的なご判断は任せますけれども、こういうところをちゃんと1回ごとに抑えていただくことが大事だと思っておりますので、こういうふうに先方に伝えるときも、そういう意見が出たということで強調していただければ大変ありがたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○会長 ありがとうございます。

ほかの項目とかでご質問、意見お願いいたします。

○井上委員 先ほど来、1時間ぐらい前に崎田委員が、説明会でどうでしたかという話があったんですけれども、説明会、たしか今回ご御案内いただいたのが4月に入っていて、説明会等は5月にあるので、事務局にちょっとお願いがあるんですけれども、説明会があるんだっただらば、やはりこういうことはアナウンスをしてほしいなというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。終わってしまってからこれがあるんだっただら仕方ないと思うんですけれども、実際に青い本が配られてから説明があるということは、これは区のほうに出ていましたと言われたらおしまいなんですけれども。

○会長 それはそうですね。

○崎田委員 私が、先ほど質問したのは、やはりその地域に一番近い近隣の方が、この状況を大変関心を持ってみておられるだろうと思ったわけで、ですから、説明会のときに、どうのご質問が出て、どういうやりとりだったか、あるいはそれで非常にもめたポイントがあったのか、そういうことを確認することで、本当に地域の皆さんがどこに関心を持って

おられるのかがやっぱりわかるということで質問しました。ですから、私は、余りそういうもめたポイントはなかったということで一応了解いただきましたけれども、考えてみれば、1カ月ぐらい前の話ですね。そういう情報が私たちもキャッチできれば行けたと思います。

○井上委員 今回、こういう5月二十何日に説明会ありますよという案内を出すか、あるいは、説明会の模様がどうだったということで今回資料に入れていただくのがいいのではないかと思うんですが、そうしないと、審議会というパブリックな、皆さんを代表してやっていると思うので、そういう意見もちゃんとわかった上で、審議できるかできないかとあると思いますので、そういう点はよろしくお願ひしたいと思います。

○会長 次回からよろしくお願ひいたします。

○事務局 それは、説明会があるということを経委員の皆様にご案内するというところでよろしいでしょうか。

○会長 はい単純な、そんな難しい……

○事務局 はい。

○会長 ほかにございますか。

○手塚委員 時間がないんですけれども簡潔に、昨年の審議会のときに、たしか区の方のどなたかが、私、ちょっと温暖化の話をして、CO<sub>2</sub>削減のためにどう取り組んでいきたいと言いましたら、無駄な車をなくすというふうに提案していただいたことが私もとてもそれはいいことだなと思ひまして、その後、具体的に進めておられるのかどうか、難しい問題であると思うんですけれども。

資料6で、大気汚染、騒音の発生や科学物質などによる負荷などの環境側面を常に認識し、環境汚染の予防に努めます。このテーマはとてもいいですけれども、これをじゃ具体的にどう動かせるかという、具体的に進めるというところを私はお聞きしたいので。

3番のその他に行っちゃいました。ちょっと戻してくださって結構です。失礼しました。すみません。また次回で。

○会長 ほかにありますか。

これは、私ども、ちょっと簡単になんだけれども、緑化をやっていわゆる防風的な機能とうのを含めるといのはかなり大事な話で、ここでは随分過剰評価して木を植えることになっているんですけれども、大体いつもそうなんです。それで、高木を植えるというふうな書き方で書いてあるんだけれども、特にこの住民説明のときに使ったのが、7ページ、

真ん中辺、簡潔にあるんだけれども、防風植栽として高木を植栽します。これ常緑じゃないと意味ないと思うんです。それで、南からか、北からか、主にその辺が高層との対応で必要になってくるんだらうけれども、その辺の意見は簡単なんだけれども言っておいたほうがいいでしょうね。中を読むとごちゃごちゃごちゃごちゃ書いてあるんだけれども。

○都市計画部長 高木は、植栽の風合いを防ぐのであれば、落葉樹はだめだと、常緑樹でということ、そういうことですよ。都市計画のほうでも、設計の中で確認していきたいと思います。

○会長 はい。それから、言葉の使い方、ちょっと気になるんだけれども、こういう学問的なきちんとした定義がないんだけれども、「地域の杜」という「杜」という字を木編に土と書いて使っているでしょう、用語として。それで、それ木を3つ続けて「森」というのと、それこそ広辞苑を見れば、みんな一緒に書いてあるんだけれども、例えば、仙台のほうで使う「杜」という言葉が「杜の都、仙台」と、そのときには木編に土なんです。その由来というのは、いろいろ仙台の仕事も随分昔からやっているから聞いていますけれども、いろいろな市街地の緑とかが中心になっていて、プライベートの民有地の緑、それがあと社寺仏閣とか、そういうのと一体的にこうなっている。それを全体を総称して木編の「杜」というものを使っているんです。だから、どっちかという、仙台では昔から昔の「仙台の杜の復活」と、木の3つという「森」は使わないんです。それをここでは、ちょっと気取って、木編に土というふうに使っている。ちょっと僕はイメージがわからないわけよ、その辺。仙台の固有の言葉だから。

○甲野委員 これは一目で見て鎮守の杜ですね。我々いなかで。やっぱりその土地を守るために昔はとにかく神社というのは地域を守る、具体的な能力を持っている、そこで立派な杜、最低常緑樹、ここもそういうイメージです。ですから、それと同じようなことで、ちょっとさっきの話に戻って、高木、高い木を植えるときは、やはりもともとこの辺は武蔵野の農家があったところですから、農家は昔の知恵を生かして、例えば、ケヤキなんか、過去の経験も生かして、森についてはやっぱり鎮守の森というイメージがあれば案外そういうものに共感する人がいるかと、そう思います。

○会長 文学的な話からその辺、学問的にどうという話じゃないから。

○近藤委員 早稲田の杜の「杜」も、早稲田大学の校歌にも都の西北早稲田の杜にと……

○勝田委員 あそこは里山だったんです。

○会長 そうですね。最近でも。

時間も大幅にオーバーしているので、ほかにございますでしょうか。

どうぞ、近藤委員。

○近藤委員 ちょっと初歩的な質問なんですけれども、新宿区長の意見と文章になっていますけれども、新宿区長の意見というのは、本当に区長さん個人の意見なのか、区長としてチームみたいなので出た意見、まとめられたのか、どちらですか。ちょっと聞きたいと思います。

○伊藤委員 あくまで行政の区長としての意見ですけれども。

○近藤委員 個人の。

○伊藤委員 もちろん、区として出しているわけですが、ただこれに出したのに対しては、区長のところに行きまして、こういう形で出しますよということで、はっきりとご相談して、そういった思いは入れるところは入っております。

○近藤委員 だけれども、やっぱり区長のブレインというか、その方の意見も入っているわけですね。チーム的に。

○伊藤委員 つくる段階では、私どもの部課でやって、それもほかの関係部署もつくって、ここで皆様のご意見をお聞きして、一つの案として区長のところに持っていくわけです。ただその辺、区長は、いやこれがないなと思えばこれを入れなさいとか、これは違うんじゃないですかというお話しをいただいて、そこでご相談して、最終的なのを。

○近藤委員 わかりました。

○会長 では、本日の議題については事務局のほうで、あと整理していただいて、都のほうにお答えするということでもあります。

○事務局 幾つか意見をいただきましたので、それを今のあれもございましたけれども、区長とも相談しながらまとめまして、東京都のほうに出したいと思います。

○会長 よろしく願いいたします。

---

#### ◎環境方針の改正について

○会長 では、あとは報告事項ということになりますので、余り大きな問題はないと思いますけれども、一つ目に、環境方針の改正についてということで、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料の6番のちょっと色刷りのISO14001環境方針という資料をごら

んください。

これは、もっと大きい版を庁内あらゆるところに張っているんですけども、環境方針です。このたび、新宿区地球温暖化対策指針、あるいは、新宿区第二次環境基本計画、この辺を策定いたしましたので、また、新宿区の基本構想、これも新しく作りまして、「新宿力」で創造するやすらぎとにぎわいのまち」というのも掲げましたので、その辺を盛り込んだ形で環境方針を25年4月1日付で新たにつくりました。

ただ、中の大きな内容はそのまま継続していますので、変えているわけではございません。以上が、環境方針の、つくりましたということを審議会の皆様にご報告ということでございます。

以上でございます。

○会長 ほかにご質問等ございますか。

よろしいですか。

わかりました。お聞きしたことにします。

---

#### ◎区内の温室効果ガス排出量について

○会長 では、2つ目の、区内の温室効果ガス排出量について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 それでは、次は、引き続きまして、資料の7番をごらんください。

区内の温室効果ガス排出量についてです。

一番上の1番ですけども、区内の温室効果ガス、特に二酸化炭素、CO<sub>2</sub>の排出量でございます。

これは、23区で標準の温室効果ガスの排出量算定手法というのを定めておりまして、それが出てきた新宿区の排出量というものでございます。

ちょっと集計が少し時間がかかるという類のものでして、今出てきているものが2010年、平成22年のものでございます。トータル、一番下を見ていただきますと合計で2010年、一番下ですが、CO<sub>2</sub>の排出量が282万3,000トンということになっておりまして、1990年、一番左側が246万4,000トンでございますので、90年と比べますと14.6%の増ということでございます。

特に多いのが、新宿区の場合、民生部門で家庭部門、業務部門でございます。民生の業務部門といいますのは、ビルとか、いろいろな飲食店とかでございます。そういうものの合計

でございます、それが一番この中では、170万4,000トンということで、一番多いということでございます。

これは、ビルがどんどん建っておりまして、オフィスビルが建ちまして、その床面積が増加するということになりまして、そうすると、例えば上の蛍光灯なり明かりがつくとか、空調がつくとかということでCO<sub>2</sub>が増加するということです。

また、民生部門の中の家庭部門を見ていただきますと、こちらのほうも、微妙に増加しているというところでございます、こちらのほうは、新宿区が人口がまたふえていまして、それも、世帯が増えている。一人世帯が増えているということになりますので、お一人で家に住むと、またそれぞれで冷暖房を使ったり、明かりを使ったりということでCO<sub>2</sub>排出量が多くなるということでございます。

2番目のところ、削減目標と排出量（実績）、これを見ていただきますと、新宿区は、新宿区地球温暖化対策指針の中で削減目標を定めておりまして、1990年に比べて25%削減しましょうという目標は立てております。それで、2020年ということで、まだ途中年度でございますが1990年と比べますと2010年の表、右から2列目になりますが、1990年に比べて14.6%の増加ですが、ちょうど中間年なので、これは、目標値を立てておりまして、それが286万7,000トンという目標値を立てておりました。ということで、目標値に比べますとマイナス1.5%下がったということがこれでわかります。ただ、これ、皆様ご案内のとおり2008年には例のリーマンショックというのがございまして、それでちょっと景気低迷ということで、排出量、経済活動が下がりますので、CO<sub>2</sub>排出量が下がるという状態がございました。まだ、割と低下傾向なんです、ただ2011年、例の3.11、東日本大震災が起りまして、その後電力の問題が起りました。ということで、これから化石燃料がふえるということがありますので、今後、このCO<sub>2</sub>排出量というのは、また増加するのではないかなという予想はあります。

3番目のところ、これは23区の二酸化炭素排出量ですが、ちょっと見にくいんですけども、新宿区は大体6番目ぐらいに位置するかというところでございます。港区が一番多い、これはオフィスビルや飲食店が多いということが原因だと思われれます。あとは新宿区とほかの区ということで、大体新宿区が6番目ぐらいを位置しているということでございます。

温室効果ガスの説明につきましては、以上でございます。

○会長 ご質問など。

はいどうぞ。

○安田委員 温室効果ガスの排出量、二酸化炭素、1990年274で、2010年が109で、60.2%減っているのは、産業部門の事業所の数とか、従業員者の数が減っているのか、それとも1カ所当たりの、もしくは社員1人当たりの排出量が減っているのか、どっちが大きいきいっているんですか。

○事務局 この産業分というのは、製造業とかそういうものでございまして、やはり新宿区はそういうような産業というものがたんだん減ってきているというところが原因かと思われま

す。

○会長 ほかにいかがですか。

はいどうぞ。

○崎田委員 やはり、CO<sub>2</sub>の排出の量の一番増加しているのはどこかということ、民生部門というあたりで、家庭部門とか、地域の皆さんとの業務部門、この辺、しっかりとまたやっ

ていかなければいけないと改めて思いました。

1つ質問は、廃棄物部門がプラス110%になっているんですが、たしかごみの量は減っているんじゃないかと思うんですが、なぜそこが多くなっているのか、理由を教えてくださいませんか。

○安田委員 ごみの量は減っていますよ。

こみの総量は、よく、僕、リサイクル審議会のほうをやっておるものですから、10年間で半減すると目標を立てたんですけども、半減までは行ってないけれども、かなり効果は出ていて、ただ、これでCO<sub>2</sub>が出ているということは焼却ごみが一部多分ふえている可能性があるんじゃないですかね。それしか考えられないですよ。量はもう物すごく半減まで行ってないですけども、大幅に減っていますから。トータル、新宿区全体の排出量、それから区民1人当たりの排出量も非常に減っていますので……しか考えられないですね、詳しく分析してみないとわからないですけども。

東京湾の関連処分場に埋め立てていたもので燃えるものを燃やすということなんで、それはだから……

○崎田委員 そうということですね。ですから、単純にふえたからとかいう話ではなく、そういう処理の仕方を変えたことでCO<sub>2</sub>がふえているというケースの計算があるという、そういうことですね。

○安田委員 その分で埋め立てごみせ減っているということですか。

- 崎田委員** わかりました。
- 川村委員** 基本的には、区内で発生したごみは区内で処分するのは原則じゃないですか。だからその分で、今まではどこか中央防波堤か何か全部持って行ってやっていたけれども、ある程度……
- 伊藤委員** 今、どちらにしても工場までは持って行ってくれます。
- 川村委員** この中の廃棄物も新宿区のカスの中に入っているんですね。
- 伊藤委員** 出した側にたしか入れているはずですよ。
- 川村委員** ですよ。その取り方も変わったんじゃないですか。
- 伊藤委員** はい。
- 川村委員** だから、グロスは変わらないんだけど、どこかでだれかが不燃ごみにした分が全部各区にばらまかれたという、そんなイメージかなと思います。
- 伊藤委員** そのまま埋めていた不燃ごみのものを激減しているので、その分は燃やしていますから。その分はCO<sub>2</sub>が増えています。
- 安田委員** だから、その分だから中央防波堤の寿命は延びていますよね。
- 伊藤委員** それと、一方でエコな電力を発電していますので、その分CO<sub>2</sub>は、電力を使う側で計算していますから。ここには出てこないです。
- 崎田委員** ありがとうございます。
- 会長** ほかに、どうぞ。
- 田村委員** 今の廃棄物もふえていて、それから、民生部門が非常に大きなパートを占めているということで、抜本的に解決する方法として、コージェネみたいに、廃棄物から出る熱を家庭や業務で使う温水、温熱暖房にかえる、電気の長持ちをしないように、それで3.11以降、電気が化石燃料に耐え得る傾向にありますよね。シエールガスも含めて、非常にCO<sub>2</sub>が増えてしまう、3.11以降増えてしまっ、それを市としての構造改革によって、例えば、コージェネを増やす、温水暖房を増やす、ビルや家を建てる時に建築方法としてパッシブハウスのような考え方、電気を消費しない建物を条件に入れるような、そういう抜本的な解決の方策というのは出ているんでしょうか。
- 事務局** 新宿区は、このたび第二次環境基本計画をつくりました。その中で、もちろんエネルギー、省エネというようなのを掲げておまして、それでその中の重点的取り組みの中で、スマートコミュニティーというものを挙げまして、ちょっと横文字でわかりにくいんですが、今、ガス、東京ガスさんと何々がスマートという形でコマースシャルをやっている

ますけれども、賢くエネルギーを使っていこうということがありますので、そういう試みも含めながら、ちょっとそれはある程度新宿区内で面的広がりを持たないと、取り組みできないことなんです、そういうものも今後検討していこうということです。それに加えて、ご家庭の皆さんにいろいろな省エネに取り組んでいただきたいと、省エネとか、あるいは太陽光なり、再生可能エネルギーなりをまた利用していただきたいということで、補助金などもつけまして取り組んでいます。

○田村委員 そうすると東京電力さんと東京ガスがいらっしゃるの、区としての、共同的な取り組みとか、計画とかはあるのでしょうか。それとスマートビートとか、スマートアイシティー、省エネの構造改革というんですか、システムづくりに関しての。

○伊藤委員 つまり直接、東京電力さん、東京ガスさんというわけじゃないんですけれども、それぞれの方とご相談しながら取り組んでおりますし、また、例えば輸送部門、それは個別に配送すると大変なので1カ所で集めてそこからうまく配送しようとかという例えばトラック協会さんなんかと、今日はちょっとご欠席のようなんですけれども、取り組みを進めております。

○川村委員 ちなみに、我々は使用量という観点からしますと、これは3.11以降のデータが出ていませんけれども、現状で言うと、平成22年に比べると家庭、業務用を含めまして、電気の使用量というのは大体10%以上は減っています。これは、恐らく各皆様の省エネに対する意識、これがある程度、23年はがくっと、20%程度落ちました。それが24年度、昨年度に対しては、若干戻っていると。ここは23年度はかなり厳しく省エネをやっていたということもあると思いますけれども、我々としては、24年のデータは省エネ意識がほぼほぼ定着したレベルの減った分だろうということで10%程度は22年に対して減っていますので、先ほどおっしゃったように、さらなるエネルギーの効率的な利用の方法については、一番多いのは数値的にも業務用がかなり多いものですから、業務用で一番熱でいうと、ヒートポンプの利用だとか、それはガスのヒートポンプもあるし電気の場合もあるということで、ここは熱と水のコジェネでいうとお湯と電気の使い勝手によってどちらかというようなことを議題に入れていくことによって、ここはもうちょっと下がるんじゃないか、この数値見ていたらわかりますように、1,740が1,704と落ちていますよね、これはもうちょっと落ちることは、経済的にもとそちらのほうでメリットがありますから、業務用としてはそういったところでもうちょっと落とすことはできるんじゃないかなというふうに思っています。

○会長 ありがとうございます。

じゃよろしいですか。

○手塚委員 あとは次回に回しますけれども、ただ、温暖化防止を抜本的に、根本的に解決するという規模になると、やはり省エネぐらいの問題では私は限界があると思いますので、この辺もちょっと次回また、資料6の環境方針にちょっと付随するんですけども、大気汚染、騒音の発生や化学物質による負荷などの環境側面を常に意識し、環境汚染の予防に努めます。とてもいいフレーズなのですが、じゃ具体的にどうするのか、この辺をもっともっと詰めていかなければ抜本的な問題は私は何も解決できるとは思いません。省エネぐらいのレベルでは、地球温暖化って、とても規模が大きいと思いますので、その辺ももっともっと認識して我々が解決して話し合っていく方法で頑張っていかなければいけないかなと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございました。

---

#### ◎伊那市との地球環境保全協定の更新について

○事務局 次に3つ目の伊那市との地球環境保全協定の更新について、資料は8番をごらんください。

ちょっと先にめくっていただきまして、2枚目のほうに、新宿区の森状況というものが参考としてつけさせていただいております。新宿区は、新宿の森ということで、長野県伊那市と群馬県沼田市、東京都あきる野市、それぞれに森をお借りしてしまして、その森の間伐なり、植樹したりして、そういう意味で温暖化対策とか、そういうものに取り組んでいるわけです。そして、新宿の森・伊那ですが、その上から4段目ぐらいに、協定の締結というところがございます。そこを見ていただきますと、平成20年2月に、地球環境保全のための連携に関する協定というものを結んでおります。これが、5年間でございましたので、このたび、平成25年2月10日に、改めて新宿区長と伊那市長が調印をしまして、この地球環境保全のための連携に関する協定、伊那市の協定を更新したというご報告でございます。

あわせて、隣に新宿の森・沼田と新宿の森・あきる野がございまして、それぞれ連携協定を22年3月に結んでおりますので、また、来年、再来年になりますか、それぞれまた時期が来ましたら、更新という取り組みになるのかなというふうには考えております。

この件につきましては、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

では、ご質問などございましたら。

○手塚委員 車の走行を、無駄な車を……たしか、去年そういうお話が出たので、その方向は  
どういう方向に進められているのかなど。

というのは、例えば、海外のあるヨーロッパなんですけれども、とてもいい例がありまして、環境方針にも国際的な指針として反映を誇っていますというので、海外のよい点を参考にしても私はいいと思うんですけれども、例えばスイスなんかですと、車を全くなくす、とてもシンプルな国になっているんです。スイスのジュネーブなんかですと、1日ただで乗れる、そういうことをうまく回して、交通料金をバス、地下鉄をうまくエコ定期というのを利用して、それで月額幾ら幾らということで、家族で、例えば5,000円から、これはスイスじゃない、あるヨーロッパの国はちょっと忘れちゃったけれども、要するに公共料金をうまく利用するということの、これはとても私はいい案だと思うんです。本当に、1人1台しか車に乗ってないという、この世の中が何かおかしいなと車1人1台につきどれだけの二酸化炭素が出るのか、であれば、バス、地下鉄、そういう公共交通をうまく利用して、それで一度に大勢の人を乗せて、それで、これはあるヨーロッパのやり方なんですけれども、エコ定期というのをつくりまして、例えば5,000うんたら円ぐらいで、一家族が、これはちょっとかなり物価が安い国なんですけれども、5,000うんたらで、バス、地下鉄が乗り放題、そういうふうにやっていると、ほとんどマイカー規制ができて、車がほとんどない国になってくる。それは極端でしょうけれども、日本、新宿でもやれないことはないと思います。まず、そういうちょっと大胆なんですけれども、そういう発想って私はとても提案、それはちょっとあれなんですけれども、それはちょっとヨーロッパのどこかだったんですけれども。

○安田委員 ドイツのフライブルグです。

○手塚委員 そうです。それはドイツです。

○安田委員 僕、何回も調査しているんです。

○手塚委員 本当ですか。

○安田委員 はい。

○手塚委員 とてもいい提案ですね。スイスのジュネーブは、朝8時から夕方6時まで、市街地での車の乗り入れを禁止区域設置をしているくらい、公共交通、機関以外は車の乗り

入れを禁止区域の設置をしている。これが朝8時から夕方6時まで。これはスイスのジュネーブなんですけれども。

先ほど、先生がおっしゃった。

○安田委員 フライブルグは、都心部は、全面的に乗り入れ禁止です。

○手塚委員 禁止ですか。

○安田委員 はい。

○手塚委員 で、エコ定期で。

○安田委員 エコ定期です。

○手塚委員 ああそうですね。それドイツですね。これすごくいいなと思ひまして。ここまで地下鉄が網羅して発達している我々の新宿とか、東京都で、絶対やれないことはないと思ひますし、まずこのマイカー規制というのは、私は積極的に進めてほしいなというのがあります。難しいでしょうか。

○安田委員 ドイツのフライブルグだからできたんじゃないかと僕は思っているんです。

○手塚委員 そうなんですか。

○安田委員 はい。残念ながら。

○手塚委員 新宿区、難しいですか。

○甲野委員 行政がお考え、要するに、新宿区みたいに、この狭いところで、夜間32万、昼間80万もいますので、スイスにしてもフライブルグにしても、非常に人口が少ないわけです。

例えば、マイカーを実際に規制している一つの例として、長野県の信濃川上村です、あそこなんかほとんど過疎地帯で人がいない、だから自動的にマイカーを使わないで済むわけ。マイクロバスが村の中をぐるぐる回って、そして、それで病院に行ったりすれば全部済んでいた。

○手塚委員 それはそれでいいことですよ。

○甲野委員 ですから、果たしてそれが新宿でできるかどうかと。すべてについてそうですね。スマートシティーとか、そういったふうなものについて、例えばヒートポンプで神田川の水のエネルギーをくみ上げて、熱を組み上げて利用するということは非常にいいアイデアなんですけれども、これで昼間の82万人に対してどれだけ賄えるか、そこら辺も詰めないで、過疎地で成立するものでも、こういう密集地で成立するかどうかということは具体的に。

○手塚委員 でも、交通渋滞は、これは緩和されますよね、かなり。

○甲野委員 ですから、極端には、歩けばいいわけ。

○手塚委員 そうですが。

○甲野委員 ところが、歩けないし、自転車にも乗れないような弱い人もいるわけですね。そこから辺をどうするかということです。ですが、さっき言いましたように、信濃川上の例ですと、それはごく需要のほうが少ないんです。1台のマイクロバスが一日に何回か、村の中を走り回るだけで間に合っているわけです。

○手塚委員 ある意味、近いところで、最近都バスが24時間、1本始めたという渋谷から六本木経由、まだ始めたかどうかちょっと、そのニュースをちょっと聞いたんで、これはちょっといい方向だなと思ったんですが。

○甲野委員 私は、公共交通機関を使えということには大賛成です。

○手塚委員 大賛成です。私も。

○甲野委員 少なくとも、自分の足で歩く人は全部公共交通機関を使うぐらいにいたいですが、できない人がいるというのは問題です。

○手塚委員 そういう方はやはりいいんじゃないですか。それは車を利用して、その辺を行政がちゃんと見きわめて、ちゃんと分けて、秩序だった方向に行けば。今何かひっちゃかめっちゃかで、マイカーで乗り放題、乗り放題という方向で、温暖化、温暖化規制って、何か、ちょっと本末転倒しているような気がするんですよ、物すごく。意味がわからないですよ、その辺が。マイカーは乗り放題みたいな形で、それで温暖化は規制しようと、これはちょっとかなり矛盾を感じます、私は、とても。

○甲野委員 とにかく、マイカーのかわりに電車で移動すれば、5分の1ぐらいのエネルギーで済むことなんです。

○手塚委員 そうですね。元気な人は公共交通をもっと利用して、歩いてという、それをやっぱり行政がどどんちよっと法律的に進めていくという提案を私はお願いしたいと、区の側に。

会長 いろいろあるんでしょうから。その辺ね、計画が立てられたから、今後どうやっていくのか、実施の方面。区のほうも検討しなきゃいけない。

○手塚委員 具体的に何かしていかないと、何も解決しないですので、本当によろしくお願ひします。まず新宿からという形で、そういう方向で行けば、ほかの区もすごいなということになってくるんじゃないかなと思います。

○会長 ありがとうございます。

---

◎その他

○会長 最後に、その他ということでどうぞお願いします。

○事務局 資料9で、エコギャラリーニュースをつけさせていただきました。今後、みどりのカーテンということで、今、新宿区内2,000枚ほどにみどりのカーテンを達成しております。少しずつですが、これでもCO<sub>2</sub>削減、涼しくなるということでございます。

それから、その中に、エコギャラリー新宿の年間カレンダーが入っております。イベント、あるいは講習会、公開講座とかございますので、委員の皆様もどうぞご利用いただければと思います。

それから、もう1点ですが、環境審議会、今年度でございますが、きょう第1回目で、昨年は基本計画づくりで皆様に大変いろいろとお世話になりましたけれども、今年度はちょっと今のところそういう大きな案件がございませんので、次の予定はちょっと未定でございます。また改めてご案内させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○会長 はい。

○崎田委員 今、ご説明があったんですけれども、ちょうど真ん中のカレンダーというところをちょっと見ていただければと思うんですけれども、今、この企画にかなりかかわっているので一言今追加意見を申し上げたいんですけれども、先ほど来、本当にこの町をよりよくしようというご意見がたくさん出ていて、ぜひ政策的にこの審議会で考えるというのはすごく大事なことだと思います。

それで、もう一つ、それぞれの区民の方や事業者の方が、現実にどういうプランが地域の中でつくっていただけるのかということ、つくっていくということも大事なやり方だと思っています。それで、こういう中の、例えば真ん中辺に、新宿区エコリーダー養成講座というのがありますけれども、公開講座があって、これでこういう公開講座では割にそういう新宿の将来像、スマート新宿をどうやってつくっていくのかみたいなことをかなりテーマにして話し合ったり、その下のエコリーダー養成講座全10回とありますけれども、こういうところで今後の新宿をどういう町にしていきたいか、そして、それに対して自分たちがどういうふうに行動できるか、そして、行政にも提案できるかというようなことも、そういうことが中心テーマになったりもしてきますので、ぜひこういうところにも参加をしていただいて、今のような熱い議論を発言をしていただいたり、企画していただいたりする

うれしいなというふうに思います。

また、この後ろのほうに、いろいろ連絡先とかが書いてありますので、センター長とか以下スタッフなども区民の方とみんな連携しながらそういう企画づくりをしていますので、ぜひこういうところにも関心を持っていただければ大変ありがたいというふうに思いました。一言。

**○会長** では、きょうは多少長くなりましたけれども、ご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議会これで終了いたします。

午後 5 時 23 分開会